

福岡県公報

平成25年12月13日
第3556号

目次

告示(第1857号-第1868号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	1
○大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見の概要	(中小企業振興課)	1
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	4
○介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	5
公 告		
○落札者等の公示	(業務課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(システム管理課)	9
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課)	12
○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	14
○平成26年福岡県歯科技工士国家試験の実施	(医療指導課)	14
○落札者等の公示	(総務事務センター)	16

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課)	16
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	17
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	19
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	19
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	20
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	20

告 示

福岡県告示第1857号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

加入区 名称 浜武加入区

福岡県告示第1858号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 (仮称) ダイレックス東福岡店
 - 所在地 福岡県福津市津丸字桜1120番3ほか
- 法第8条第2項の規定に基づき住民から述べられた意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・来店時は県道97号線の宗像市方向・福岡方向からの経路で、退店時は、福岡方向への誘導となっている。誘導員により誘導することですが、現実的に不可能と考えられる。近隣店舗でも同様な計画を打ち出しているが、実際にはそのような対応はしていない。
- ・東福岡方向への退店経路は、あけぼの桜川を経由して、津丸踏切を通過後右折することであるが、あけぼの・桜川は住宅街を経由することになり、桜川・あけぼの地区の新たな騒音の原因となる。また、通学路にも設定されていることから、安全確保が困難といえる。
- ・現状は、津丸踏切と県道97号線の間の距離が短く渋滞が発生しやすい地となっている。それに加えて、大規模商店を設置すると、さらなる渋滞が発生する可能性がある。
- ・東福岡方向への退店経路については、通り堂を経由しての誘導となることから、通り堂交差点で渋滞が発生する。これを避けるため、市道の横の細い路地から通り堂公民館方面を抜けて通行する車両が増加すると考えられる。この道路は幅が狭いため、離合が困難な場所があり、さらに通学路となっていることから、危険が増すと考えられる。

以上の4点の理由から、計画地における大規模商店の設置においては、限度を超えた規模の商店であるといえる。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・県道97号線は通学路となっている。計画地における従業員の出勤時間や、ピーク時の時間は通学時間帯となるため、歩行者の安全を確保すべきだが、上記(1)のさらなる渋滞が発生することになる。
- ・近隣には、老人ホーム・病院・通学路などがあることから、渋滞が頻発することにより、歩行者が県道97号線を無理に横断する可能性が高まる。
- ・福岡駅方面からの入店待ちの右折車両の外側を通ることが想定される。通学路にもなっていることから、店舗の反対側の歩行者、自転車に対する安全確保が必要である。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

近隣では、環境を配慮するため太陽光発電を設置している家庭がある。太陽光発電は障害物によって著しく性能が低下することから、建造物が太陽光発電の障害にならないようにするべきである。

(4) 防災・防犯対策への協力

- ・近辺は通学路となっていることと、酒やたばこなどを取り扱っていることから、健全青少年の育成や非行にならないようにするため、夜8時以降の営業は不適切だと考えられる。よって、営業時間は遅くとも8時までとするべきである。

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・騒音予測図（住民説明会時配布資料）を見ても分かるように、計画書では、従業員駐車場が住宅の壁のすぐ横に設置されている。従業員駐車場であることから、深夜時間帯の騒音となることが予想される。説明会のC地点の説明では、夜間最大45dBとなっているが、駐車場内の自動車の騒音レベルは60dB～70dBであり、非常にうるさくすることが想定される。
- ・店舗入口から、住宅への距離が非常に近いため、店舗利用者や従業員及び店舗設備による騒音対策が必要である。

以上のことから、営業時間を夜8時に短縮し、さらに、住宅地から幅10mの緑地帯を設置し、店舗側に防音壁を設置することにより騒音の軽減が必要と考えられる。

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ・建物配置図（住民説明会時配布資料）では、住居の3方向を取り囲むように駐車場の配置を行っている。これは住居から景観が著しく低下する可能性が高い。
 - ・店舗の高さが8mであり、近隣区域は低層住宅が多いことから、店舗を建設することにより、各住居からの近隣の景観が低下する。
- 以上のことから、近隣の景観を考慮すると、店舗の配置を見直す必要がある。

(7) その他

- ・建物配置図（住民説明会時配布資料）では、住居に隣接して駐車場が設置されている。さらに、住居に対して垂直に設置されていることから、住民に対して駐車場における事故での危険性が高まる。近年、駐車場での停止・発進時の暴走事故が多発している。よって、住民が安心して暮らすためには、住居と隣接した箇所

での駐車場は設置すべきではない。緑地地帯にするべきである。

- ・店舗入口から住居までは、近距離となっている。夜間において店舗内の照明や広告塔の照明などにより、害虫や住居内への照明が差し込むなどの影響が懸念される。また、近隣には農地があり、農作物の影響も懸念される。このため、害虫対策を施した上で、夜8時以降は照明を落とすなどの2重・3重の対策を行う必要がある。

福岡県告示第1859号

解散した清算法人直方市植木土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
吉田 照明	直方市大字植木1593番地
武田 昭芳	直方市大字植木1662番地4
吉田 哲夫	直方市大字植木901番地
柴田 光夫	直方市大字植木2099番地
大野 文夫	直方市大字植木2055番地
山野喜久男	直方市大字植木2220番地
嶋田 敏雄	直方市大字植木2377番地5
石橋 正敏	直方市大字植木1582番地1
吉田 信行	直方市大字植木3287番地30
大庭浩一郎	直方市大字植木1496番地2
上野 政利	直方市大字植木2486番地3
幸田 雅介	直方市大字植木2721番地1
田中 勝	直方市大字植木184番地
松尾 英樹	直方市大字植木602番地1
戸畑 岩男	直方市大字植木1292番地1

福岡県告示第1860号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
嘉麻市大隈町字益新田1215番、1215番2、1215番3及び1233番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
嘉麻市上臼井446-1
嘉麻市長
松岡 賛

福岡県告示第1861号

袋野堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
堀 万治	うきは市浮羽町高見1036番地
淵上 正義	うきは市浮羽町三春2495番地2
江藤 秀徳	うきは市浮羽町三春359番地1
諫山 茂樹	うきは市浮羽町三春794番地
三善 吉輝	うきは市浮羽町三春1713番地
永松 次吉	うきは市浮羽町三春1651番地1
舎川 敏明	うきは市浮羽町古川578番地9
江嶋 治彦	うきは市浮羽町高見199番地2
中嶋 貞芳	うきは市浮羽町高見451番地
伊藤 忠廣	うきは市浮羽町高見837番地1

2 退任監事

氏名	住所
江藤 州翁	うきは市浮羽町山北1066番地
江藤 邦夫	うきは市浮羽町高見498番地1

3 就任理事

氏名	住所
堀 万治	うきは市浮羽町高見1036番地
江藤 秀徳	うきは市浮羽町三春359番地1
諫山 茂樹	うきは市浮羽町三春794番地
秦 秀雄	うきは市浮羽町三春1764番地
三善 理利	うきは市浮羽町三春2535番地2
後藤 睦雄	うきは市浮羽町三春2126番地1
岩下 義昭	うきは市浮羽町高見760番地
石井 正	うきは市浮羽町高見340番地9
伊藤 忠廣	うきは市浮羽町高見837番地1
舎川 敏明	うきは市浮羽町古川578番地9

4 就任監事

氏名	住所
江藤 州翁	うきは市浮羽町山北1066番地
杉 澄人	うきは市浮羽町高見201番地1

福岡県告示第1862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営寺前地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成25年12月13日から平成26年1月21日まで	福津市役所
------------------------------	---------------------------	-------

福岡県告示第1863号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4075500969	特別養護老人ホーム和（のどか） 福岡県宮若市磯光1294-1	社会福祉法人宮田親和会	平成25年12月1日

福岡県告示第1864号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4050480138	介護老人保健施設 青洲の里 福岡県糟屋郡粕屋町長者原西三丁目13番1号	社会医療法人青洲会	平成25年12月1日

福岡県告示第1865号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市西福間四丁目5025番1及び5025番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市宮司浜2丁目22番10号
権田 俊夫

福岡県告示第1866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	宗 像 線 篠 栗	前	宗像市東郷5丁目939番16先から 宗像市久原80番1先まで	15.0 ～ 51.0	976.0
			後	宗像市東郷5丁目939番16先から 宗像市久原85番1先まで	15.0 ～ 51.0	976.0

福岡県告示第1867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年12月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宗 像 線 篠 栗	宗像市東郷5丁目939番16先から 宗像市久原80番1先まで

福岡県告示第1868号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 起業者の名称
みやま市
- 事業の種類
くすのき館駐車場整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
福岡県みやま市瀬高町長田字一原地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされているため、みやま市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる

。また、みやま市は平成25年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、みやま市が同市瀬高町長田字一原地内において、社会教育法に規定する公民館である、みやま市くすのき館（以下「くすのき館」という。）に隣接する土地を取得して、くすのき館の駐車場の拡張整備を行うものである。

くすのき館は、瀬高町水上校区の住民の交流及び生涯学習の拠点として平成9年3月に建設されたものであり、同館の駐車場の収容台数は27台である。

しかしながら、市町村合併による校区公民館と地区公民館間の交流活動の増加、大規模催事の開催及び自家用車利用による利用者の増加に伴い、駐車場が不足するようになり、施設利用者の利用に支障を来している。駐車場不足の問題は、施設利用者に不便をかけるだけでなく、駐車場に面する一般道での路上駐車及び駐車待機の車両が発生するなど、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害ともなっている。そこでみやま市は、大規模催事開催時の駐車場不足に対応するために、近接する民有地を臨時に使用してきたが、民有地の所有者から自己の用に供する予定がある旨の申出がなされ、使用できなくなるため、早急な駐車場整備が必要不可欠な状況となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、施設利用者の利便性が向上するとともに、路上駐車及び道路滞留による周辺住民の生活環境の悪化の防止に多大な効果が期待できるなど、相当な効果が見込まれる。

イ 一方、本件の事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地に農業振興地域が含まれているが、農業振興地域整備計画の変更について福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、みやま市の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、施設利用者の利便性及び安全性、工事施工の難易度、事業費の面等から3案について

検討を行った上で、既存駐車場に隣接し、施設利用者の利便性及び安全性に優れ、工事の施工性に優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的及び経済的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、施設利用者の利用に支障を来しており、また、周辺住民の生活環境が悪化していることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、みやま市から申請のあったくすのき館駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

みやま市役所山川庁舎（教育総務課）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年12月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬リレンザ 117,900箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年10月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
グラクソ・スミスクライン株式会社
 - (2) 住所
東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
289,680,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・福岡県ホームページ作成システム用機器等の賃貸借一式
 - ・パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

- イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 役員名簿（様式第9号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
 - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成25年12月25日（水曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
- 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

福岡県ホームページ作成システム用機器等の賃貸借一式

(2) 調達物件の仕様等

福岡県ホームページ作成システム用機器等の賃貸借仕様書のとおり

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のインターネットデータセンター

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加審査資格申請書に必要事項を記入の上、平成25年12月25日（水曜日）午後3時までに次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月22日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA
13	04	調査統計	AA
13	08	サービス業種その他 (リース・レンタル)	AA
13	11	サービス業種その他 (その他)	AA

(2) 納入しようとする物品等が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を、機能証明書等作成要領に従い作成し、平成26年1月8日（水曜日）までにシステム管理課運用係（県庁行政棟6階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、システム管理課運用係から補正又は説明を求められた場合に、平成26年1月15日（水曜日）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課運用係（県庁行政棟6階）

- 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3198 (ダイヤルイン)
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間
平成25年12月13日(金曜日)から平成25年12月24日(火曜日)までの県の休日を
除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 交付場所
5の部局とする。
- 10 入札説明会の開催
- (1) 日時
平成25年12月20日(金曜日) 午前10時00分から
- (2) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟北棟東側10階OA研修室
- (3) 入札説明会参加予定の報告
入札説明会に参加を希望する者は、平成25年12月19日(木曜日)午後5時00分ま
でに、福岡県ホームページ作成システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定
者報告書をファクシミリで提出すること。
送付先 総務部システム管理課運用係 ファクシミリ番号：092-643-3121
- 11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限

- 平成26年1月22日(水曜日) 午後5時00分
- (3) 注意事項
- ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必
着)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、
ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- イ 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所
渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相
当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を
切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係
る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に
相当する額を入札書に記載すること。
- エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人
の場合はその名称又は商号)及び「1月23日開封〈福岡県ホームページ作成シス
テム用機器等の賃貸借〉の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は
二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出
する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「1月23日開封〈福岡
県ホームページ作成システム用機器等の賃貸借〉の入札書在中」と朱書きしなけ
ればならない。
- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができな
い。
- カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履
行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行する
ことができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止す
ることができる。
- 12 開札
- (1) 日時
平成26年1月23日(木曜日) 午前11時00分

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成26年1月21日（火曜日）午後4時00分までにシステム管理課運用係へ「保証金等納付書」（システム管理課運用係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種、同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種、同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Homepage Management System

(2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 22 January , 2014

(5) Contact Point for Notice

Systems Management Division,

Fukuoka Prefectural Office,

7-7, Higashikoen , Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092-643-3198

FAX 092-643-3121

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札仕様書による。

(3) 契約期間

平成26年3月1日から平成32年2月29日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月22日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA

05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を5の部局に平成26年1月14日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）
（FAX）092-643-3884

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成25年12月13日（金曜日）から平成26年1月8日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限
平成26年1月22日（水曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡県庁行政棟4階 教育庁第1会議室
- (2) 日時
平成26年1月23日（木曜日）午後1時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8の規定により、直ちに再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の10分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が上記12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of network device for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
5:00PM on January 22, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : Planning and Implementation Division , Fukuoka Prefectural Office
7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN
TEL (+81)92-643-3880

公告

遊漁船業の適正化に関する法律に係る行政処分方針案について、平成25年9月24日から平成25年10月24日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成25年12月2日に制定しました。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁場環境係

電話：092-643-3555

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成26年福岡県歯科技工士国家試験を次のように実施する。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成26年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成26年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口^く腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日	時	種 目	場 所
平成26年2月26日(水曜日)	午前10時～ 午後4時20分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成26年2月27日(木曜日)	午前9時30分～ 午後4時20分	実地試験	飯塚市横田770番地の1 九州歯科技工専門学校
平成26年2月28日(金曜日)			福岡市博多区千代四丁目32番1号 博多メディカル専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置に貼ること。)並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課(郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。)へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒(B5判が入るもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込の受付期間は、平成26年1月29日(水曜日)から2月12日(水曜日)までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成26年2月12日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成26年3月20日(木曜日)午前10時に医療指導課前の廊下にて受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験したものが、平成

26年3月12日（水曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課（電話092-643-3274）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 案件名

デジタル印刷機（備出22）

2 調達物品名及び数量

デジタル印刷機一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

4 落札者を決定した日

平成25年11月14日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

理想科学工業株式会社 理想福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大名1丁目8番10号

6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

32,012,853円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告日

平成25年10月4日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年8月1日～8月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
福岡県歯科衛生士連盟	佐馬野 和子	久保 昌子	福岡市中央区大名1-12-46福岡県歯科医師会館内福岡県歯科衛生士会事務所内	平成25年8月30日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成25年8月1日～8月31日

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
日本維新の会衆議院福岡県第11選挙区支部	主たる事務所の所在地	行橋市宮市町4-2太陽ビル3F	行橋市稲童3108-2	平成25年7月31日	平成25年8月5日

(1団体)

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上明後援会	主たる事務所の所在地	八女市大島385-10	福岡県八女市本村425-42清水ビル2F	平成24年4月30日	平成25年8月1日
うらた弘二連合後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町赤池139-13	福岡県田川郡福智町赤池244-5	平成25年8月18日	平成25年8月22日
かわの義博後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区小笹3-16-8朝日プラザ小笹404号	福岡県福岡市博多区博多駅前4-36-31	平成25年8月12日	平成25年8月13日
	代表者	河野 義博	弘友 和夫		
	会計責任者	清水 康児	古川 繁実		
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
	公職の種類	参議院議員			
	公職の候補者及び公職の種類	河野義博、参議院議員			
北九州自見会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の候補者及び公職の種類		自見庄三郎、参議院議員		

る。

平成25年12月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

九大医学部第1内科同門会自見庄三郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の候補者及び公職の種類		自見庄三郎、参議院議員		
九大医学部同窓会自見庄三郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の候補者及び公職の種類		自見庄三郎、参議院議員		
現代医療問題研究会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の候補者及び公職の種類		自見庄三郎、参議院議員		
県民連福岡	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の種類		参議院議員		
	公職の候補者及び公職の種類		自見庄三郎、参議院議員		
古賀あつし後援会	代表者	橋田 紘一	山本 駿一	平成25年8月1日	平成25年8月28日
小倉薬剤師政治連盟	代表者	宮崎 寿	松田 亨	平成25年8月1日	平成25年8月1日
佐伯かつのぶ後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡久山町大字久原3398	糟屋郡久山町大字久原3396	平成25年8月12日	平成25年8月16日
	代表者	佐伯 雅也	今任 秀邦		
	会計責任者	日田 勝	城戸 武		
自見庄三郎後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の候補者及び公職の種類		自見 庄三郎、参議院議員		
市民連北九州	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の種類		参議院議員		
	公職の候補者及び公職の種類		自見 庄三郎、参議院議員		

福岡医療福祉研究会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成25年7月29日	平成25年8月23日
	公職の候補者及び公職の種類		自見 庄三郎、参議院議員		
福岡県農政連みい支部	代表者	深町 匡穂	棚町 博義	平成25年7月26日	平成25年8月6日
	会計責任者	井手 隆輝	井口 秀康	平成25年4月1日	
松月よしこ後援会	会計責任者	百野 美智子	松月 智子	平成25年8月6日	平成25年8月6日
京都薬剤師連盟	代表者	谷口 健吾	西村 哲成	平成25年8月9日	平成25年8月13日
よしひろ啓子後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町磯浜町9-7	京都郡苅田町富久町2-27-5	平成25年8月29日	平成25年8月29日
	代表者	瀬来 港市	野口 時晴		
若松薬剤師政治連盟	代表者	合田 昌弘	高橋 雅治	平成25年7月31日	平成25年8月1日
	会計責任者	井上 正太	岡本 尚之		

(19 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
井上明後援会	平成24年12月31日	平成25年8月1日
川崎ともひろ政策ネット	平成25年7月31日	平成25年8月5日
なかよしの党上野文代後援会	平成25年6月24日	平成25年8月16日

(3 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の

とおり告示する。

平成25年12月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年8月1日～8月31日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
河野 義博	参议院議員	かわの義博後援会	福岡市中央区小笹 3-16-8 朝日プラザ小笹 404号	河野 義博	平成25年 8 月12日	平成25年 8 月13日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する
受付期間 平成25年 8 月 1 日～ 8 月31日

平成25年12月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

資金管理団体届出事項の異動 の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井上 明	福岡県議会議員	井上明後援会	主たる事務所の所在地	八女市大島385-10	八女市本村425-42清水ビル 2 F	平成24年 4 月30日	平成25年 8 月 1 日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。
受付期間 平成25年 8 月 1 日～ 8 月31日
法第19条第3項第1号による届出

平成25年12月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
井上 明	福岡県議会議員	井上明後援会	井上 明	平成24年12月31日	平成25年 8 月 1 日
上野 文代	参议院議員	なかよしの党上野文代 後援会	上野 文代	平成25年 6 月24日	平成25年 8 月16日

(2 団体)